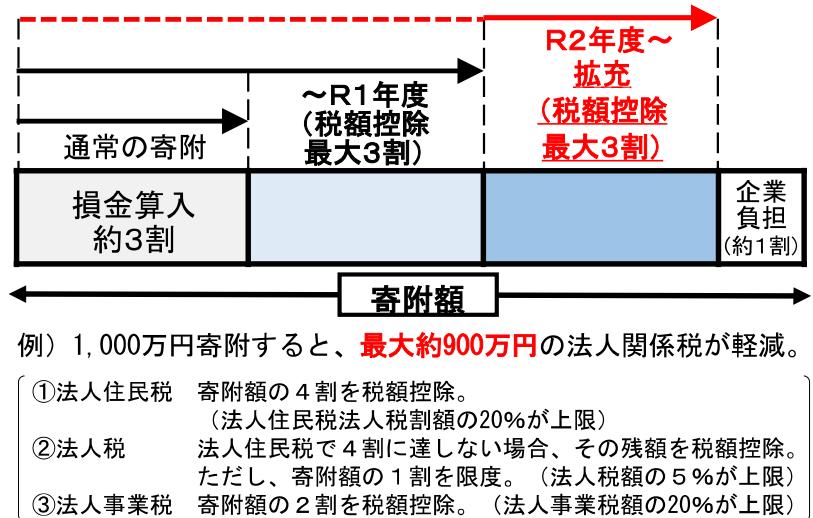


企業版ふるさと納税

地方公共団体が行う地方創生の取組に対する企業の寄附について法人関係税を税額控除

制度のポイント

- 企業が寄附しやすいよう、
・**損金算入による軽減効果に税額控除による軽減効果を上乗せ**
・**寄附額の下限は10万円と低めに設定**
- 寄附企業への**経済的な見返りは禁止**
- **寄附額は事業費の範囲内**とする必要
※ 以下の地方公共団体は対象外。
①不交付団体である東京都
②不交付団体で三大都市圏の既成市街地等に所在する市区町村
※ 本社が所在する地方公共団体への寄附は対象外。



活用の流れ

- ①地方公共団体が
地方版総合戦略を策定

OO市
総合戦略
・OO事業
・△△事業
・◇◇事業

- ②①の地方版総合戦略を
基に、地方公共団体が
地域再生計画を作成

地域再生計画

③計画の認定



内閣府

④寄附

企業



⑤税額控除



国
(法人税)

企業が所在する自治体
(法人住民税・法人事業税)

◆ 地域再生計画の認定を受けた地方公共団体の数: 46道府県 1,598市町村(令和6年4月1日時点)